

# 玉名市3D避難シミュレーションVR機器等貸出要領

## 1 趣旨

この要領は、3D避難シミュレーションVR機器等(以下「機器等」という。)を団体及び企業等(以下「借受者」という。)が実施するイベント等のために借受者に貸し出し、及び使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 機器等の利用資格

県内の

団体、グループ及び県内企業 (※個人での貸出しはしない。)

## 3 機器等の貸出条件

- (1) 防災啓発に資すること。
- (2) 別紙「VR機器等使用に関しての正しい使用方法」に従って使用すること。
- (3) 法令及び公序良俗に反する使用をしないこと。
- (4) 選挙活動、布教活動等に関連した使用でないこと。
- (5) 市のイメージを損なうような使用をしないこと。

## 4 機器等の貸出料金

無料

## 5 機器等の貸出手続

### (1) 手続方法

使用する 3日前までに貸出申請書へ必要事項を記入の上、次の窓口に持参又は郵送により提出するものとする。(申請書様式は市ホームページでダウンロードするか、都市整備課備窓口にて受領可)

玉名市建設部都市整備課

(住所：玉名市岩崎163 本庁2階 TEL0968(75)1122)

### (2) 貸出承認

貸出しの承認は、活用内容等が適正であるものと確認した上で行う。

### (3) 貸出・返却方法

機器等の貸出・返却は、都市整備課窓口で行うものとする。

### (4) 遵守事項

ア 承認された用途及び設置場所のみで使用すること。また、質入れ、売却、貸与等を行わないこと。

イ 貸出期間を遵守すること。なお、原則として貸出しは使用日の前日、返却は貸出し日より7日以内とし、貸出返却時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(ただし、休日・祝日は含まない。)

ウ 使用期間内であった場合も、市から返還を請求された場合には、直ちに機器等を返還すること。

エ 原則、機器等の使用は屋内とする。

## 3 留意事項

- (1) 借受者がこの要領の規定に違反したと市が認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。また、そのために借受者が損

害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。

- (2) 機器等を貸出期間中に汚損し、又は破損した場合は、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また、紛失、盗難及び原状に復せない場合は、市が指定する同等品にて弁償しなければならない。
- (3) 機器等の利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。
- (4) この要領に定めるもののほか、機器等の貸出し及び使用についての必要事項は、市の判断するところとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

## 別紙

### VR 機器等使用に関する正しい使用方法

- 1 借受者は、イベント等に際し3D避難シミュレーション体験者へ機器等の取扱いについて説明し、適切に指導を行う等、機器等を使用するために十分な配慮を行うこと。
- 2 機器等の使用場所に飲料水を置かない等汚損等が回避できるよう環境を整えること。
- 3 機器等の連続しての使用を避けること。
- 4 年齢が12歳未満の者の使用を避けること。
- 5 使用中に機器等が破損し、又は汚損した場合は、速やかに玉名市都市整備課に報告を行うこと。
- 6 活動終了後は、機器等が破損し、又は汚損していないか確認し、数を確認した上で箱に収納し返却すること。
- 7 問合せ  
玉名市都市整備課 (TEL 0968-75-1122)  
(FAX 0968-75-1221)  
(メール toshi@city.tamana.lg.jp)